資料6

既存建築物における アスベスト対策について

神奈川県　県土整備局
建築住宅部　建築安全課　建築安全G

目次

1 建築基準法における
石綿規制の概要

2 アスベスト含有調査
に対する補助制度

1 建築基準法における石綿規制の概要

１－１）建築基準法の用語

◆特定行政庁

建築基準法に基づく建築確認等を行う建築主事を置く地方公共団体

横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 秦野市 厚木市 大和市 神奈川県

◆特殊建築物

一般の建築物よりも強い制限を課す建築物（不特定かつ多数の者が利用する用途、または衛生上・防火上特に制限を課すべき建築物等）

◆増築

既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に別棟を新築すること

◆修繕・模様替え

一般的なリフォームやリノベーションのこと

◆大規模の修繕・模様替え

主要構造部の一種以上について過半をリフォームすること

◆既存不適格

現在の法律には適合しないものだが、建築された当時の法律には適合しており、違反として扱われないもののこと

1－2）背景

飛散性アスベスト

- 吹付け石綿
- 石綿含有吹付けロックウール

ばく露

健康被害を生ずるおそれあり！

建築物における石綿の使用に係る規制の導入

１－３）建築基準法による規制

ア　新築時の使用の規制

石綿の飛散のおそれのある建築材料の使用の規制

　石綿の飛散のおそれのある建築材料として、吹付け石綿及び石綿をその重量の０．１％を超えて含有する吹付けロックウール（以下「吹付け石綿等」という。）を定め、建築物において、これらの建築材料を使用しないこととした。

（建築基準法第28条の2第1号・２号）

イ　増改築時の規制

既存部分に存する吹付け石綿等の除去等の義務づけ

※増改築部分は使用禁止

原則

除去

増改築部分の床面積が
増改築前の床面積の１／２を超えない場合

封じ込め

又は

囲い込み

① 除去工法



② 封じ込め工法



③ 囲い込み工法



ウ　大規模修繕・模様替え時の規制

大規模修繕・模様替え以外の部分に存する吹付け石綿等の除去等の義務づけ

※大規模修繕・模様替え部分は使用禁止

原則

除去

封じ込め

囲い込み

又は

① 除去工法



② 封じ込め工法



③ 囲い込み工法



１－４）定期報告制度による吹付け石綿等の実態把握

報告、検査等（建築基準法第１２条第１項）

特殊建築物で政令で定めるもの及び特定行政庁が指定する建築物の所有者（管理者）は、その建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に１級建築士若しくは２級建築士又は建築物調査員にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

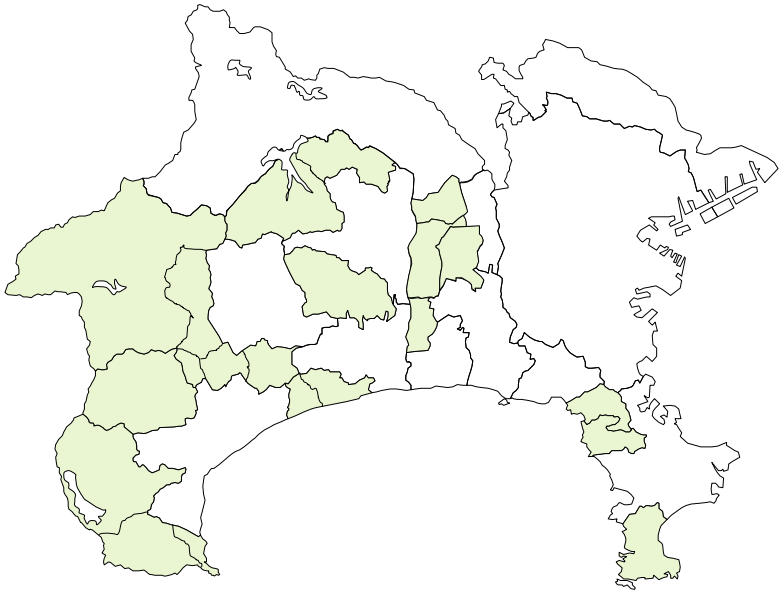
定期調査報告の調査項目（平成20年国交省告示第282号）

- 吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの（以下、「吹付け石綿等」という。）の使用の状況
- 吹付け石綿等の劣化の状況
- 除去又は囲い込みもしくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況
- 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況

2 アスベスト含有調査に対する補助制度

２－１）神奈川県のアスベスト含有調査の補助制度

１　**対象市町村**･･･県内特定行政庁以外の市町村



逗子市、三浦市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市
葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町
開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

２－２）神奈川県のアスベスト含有調査の補助制度

２　対象民間建築物

（１）建築物・・・次の要件をすべて満たすもの
- 平成元年以前に建築確認を得て着工
- アスベストを含有しているおそれのある吹付け材が施工
- 不特定多数の者が利用する建築物※
- 延べ面積300㎡以上1000㎡未満

※＜不特定多数の方が利用する建築物＞
- 集会場等（建築基準法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途）
- ホテル及び旅館
- 飲食店、物販店舗等（建築基準法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途）

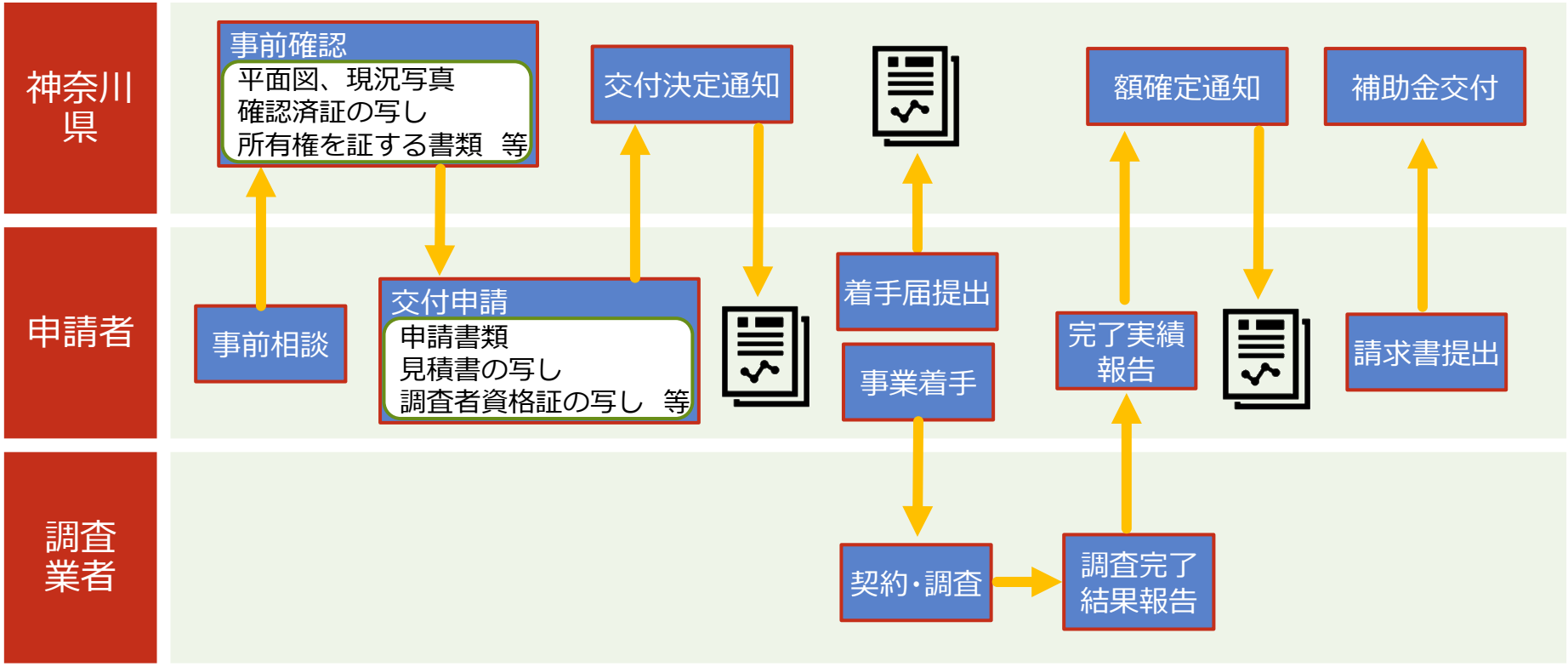
（２）エレベーターがある建築物・・・次の要件をすべて満たすもの
- 平成元年以前に建築確認を得て着工
- エレベーターの昇降路又は機械室の部分に、アスベストを含有しているおそれのある吹付け材が施工

３　実施要件…「建築物石綿含有建材調査者」が調査を実施すること

４　補助限度額…一棟当たり25万円(ただし、一検体のみの時は16万円)

２－３）神奈川県のアスベスト含有調査の補助制度

補助事業の流れ



※申請者が、交付決定前に、調査業者と契約（発注）している場合は、補助できません。

当補助に関する問合せ先

神奈川県庁　県土整備局住宅建築部建築安全課建築安全グループ　電話　０４５－２１０－６２５７